

第五次滋賀県環境学習推進計画(素案)概要

【計画期間 令和8年度～令和12年度(5年間)】

計画本文はこちら
(URL掲載)

QR

第1章 計画の基本事項(P.1)

《計画策定の経緯と計画の性格》

- ・ 持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習の役割が非常に重要
- ・ 「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・ 「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・ SDGsゴール4、MLGsゴール10に貢献するとともに、すべての目標達成に資する計画

ウェルビーイング

WHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態」と定義されており、短期的な幸福のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

第2章 環境学習の現状と課題(P.3)

《課題》

- ①原体験として身近な環境に触れる機会の確保
- ②環境学習の担い手の育成
- ③環境学習に関する情報の発信
- ④学校現場等への支援
- ⑤環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

第3章 計画のめざすもの(P.6)

《基本目標》

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

第4章 基本方針(P.8)

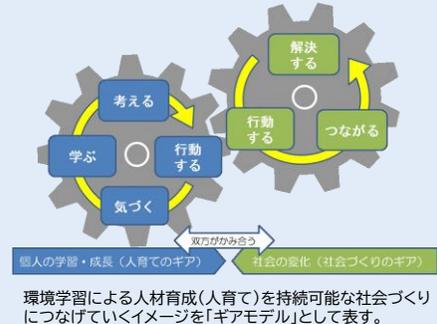
(1)原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

(2)課題同士とのつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

(3)人材が育つ環境を整え、活動を促進する

(4)琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に持続可能な社会やウェルビーイングの実現に向けた環境保全行動に取り組むことが期待される。また、県はこれらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携のもとに関連活動を支援していく。



第5章 重点的な取組(P.18)

(1)環境学習の指導者・リーダー育成

(2)中間支援機能の充実・強化

(3)県内・県外との積極的な情報共有

(4)人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討



エコローガ



第6章 推進体制(P.20)

(1)「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進

(2)「琵琶湖博物館環境学習センター」での支援

(3)分野横断的な施策の展開

(4)関係する主体との協働

第7章 進行管理(P.23)

アウトカム指標として、環境保全行動実施率の経年変化を活用。さらに、環境保全行動の広がりが人々の幸福度に与える影響を見るため、県政世論調査の幸福度の経年変化も活用する。また、各事業の自己評価を行い、結果の公表を行う。